

特定技能制度における工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の  
一部を改正する告示（案）について

令和7年3月25日  
経済産業省製造産業局総務課

1. 改正の背景

- 令和6年3月29日の閣議決定により工業製品製造業分野（以下、「製造業分野」という。）の1号特定技能外国人の受入れ見込数が大幅に増加されました。
- これにより、今後一層の特定技能制度の運営体制の拡充と製造現場のニーズに沿った対応の両方が不可欠となることから、経済産業省の「第17回産業構造審議会 製造産業分科会」（2025年1月23日開催）や、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に設置された「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」（2025年2月6日、2月17日開催）において、今後の製造業分野における受入れの在り方等について議論を重ねました。
- こうした検討を踏まえ、製造業分野における特定技能外国人の受入れに係るサービスの拡充等に対応すべく、令和7年3月11日の閣議決定にて「工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」を変更し、本制度の受入産業の業界団体や特定技能所属機関が主体的に関わる形で、適正かつ円滑な受入れの更なる推進に対応する民間団体（特定技能外国人受入事業実施法人）を新たに設立することとしました。
- これに伴い、以下のとおり、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部改正を検討しています。

2. 具体的な内容

- 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人（特定技能外国人受入事業実施法人）の登録制度を設け、以下に係る規定を追加します。
  - ①特定技能外国人受入事業実施法人として経済産業大臣の登録を受けるための要件
  - ②登録時の申請事項等
  - ③経済産業大臣が登録を拒否する基準
  - ④登録に関する通知
  - ⑤登録内容に変更が生じた際の届出義務
  - ⑥経済産業大臣による特定技能外国人受入事業実施法人への報告徴収
  - ⑦登録の取消しに係る基準
  - ⑧登録を行った場合の公表事項等
- 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準として、特定技能外国人受入事業実施法人に所属し行動規範を遵守すること、生産性向上及び国内人材確保のための取組を行っていることを追加します。

3. 今後のスケジュール

令和7年3月25日（火）～令和7年4月23日（水）      パブリックコメント

令和7年5月中旬～下旬 公布・施行（予定）